

# 伊佐市農業委員会第4回総会議事録

1. 開催日時 令和2年7月30日（木）午前9時00分から9時45分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室
3. 出席委員 (21人)

会長 13番委員  
委員

農業委員	農地利用最適化推進委員
4番委員	10番委員
5番委員	11番委員
6番委員	12番委員
7番委員	6番推進委員
8番委員	7番推進委員
9番委員	8番推進委員
	1番推進委員
	2番推進委員
	3番推進委員
	11番推進委員
	12番推進委員
	14番推進委員
	15番推進委員

4. 欠席委員 (5人)

## 5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 4番委員 5番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第3号「農地付き空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番解除）について

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第6号「非農地証明願」について

議案第7号「農地付き空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番指定）について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 農地振興係長  
農地振興係書記 農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和2年度 第4回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

議長 皆様おはようございます。  
長い梅雨が月曜日に明けたということで、気象庁からの報告がありましたが、伊佐地区では山野地区が相当な被害を受けられています。お見舞いを申し上げたいと思います。この災害に負けないように頑張っていただければありがとうございます。

今、皆さんにはマスクを着けてもらっていますが、非常に感染者の方々が日に日に多くなってきています。残念なことに伊佐市の方でも1名の方が感染をされました、1名から2名、3名と今の所増えておりません。

1名で抑えられているということですので、皆さんコロナについては非常に気を付けて活動をしていただければありがとうございます。

また、利用状況調査についても7月から始まっているわけですが、梅雨が上がり非常に暑くなっています。体だけは十分気をつけて水分だけは必ず取り、熱中症対策に努めてください。

本日は2番農業委員が欠席で出席人数は10名で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。

本日の議事録署名委員を、指名いたします。

4番農業委員と5番農業委員に、お願いいいたします。

ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 ————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」をお願いいたします。

事務局 報告1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、資料の1ページから6ページまで、農業経営基盤強化促進法による解約が21件、田56筆、畑1筆、合計57筆です。以上ご報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

---

議案第1号

---

- 議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。  
議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。  
事務局の報告を求めます。
- 事務局 議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」貸借に係る意見決定について説明いたします。  
19ページの総括表をご覧ください。  
期間は1年から20年で、面積は田111,718m<sup>2</sup>、畑38,546m<sup>2</sup>の計150,264m<sup>2</sup>です。利用権を設定する者の数57名、利用権の設定を受ける者の数37名です。  
土地の詳細につきましては、7ページ番号1から18ページ番号63のとおりです。以上説明を終わります。  
ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。
- (「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
議案第1号事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の举手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員挙手。  
よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。
- 
- 議案第2号
- 
- 議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。  
整理番号1番から3番まで一括で報告をお願いします。  
質問される方は、全ての報告終了後お願いいたします。

	整理番号1番について、11番農業委員の報告を求めます。
1 1 番 農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る7月20日に現地調査をいたしましたので、私11番が報告いたします。</p> <p>申請人 SMさんは、霧島市隼人町に居住され、年齢は41歳です。 渡し人 OKさんは、姶良市西餅田に居住され、年齢は68歳です。 申請地は、伊佐市菱刈荒田字東水流1160番4で、地目は田、地積は3, 345m<sup>2</sup>で所有権移転売買になります。</p> <p>受人の経営面積は今回の取得分3, 345m<sup>2</sup>で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約50kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたしまして、私の報告を終わりります。</p>
議長	整理番号2番について、10番農業委員の報告を求めます。
1 0 番 農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号2番につきまして、去る7月22日に現地調査をいたしましたので、私10番が報告いたします。</p> <p>申請人 UKさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は70歳です。 渡し人 HSさんは、千葉県香取市津宮に居住され、年齢は59歳です。 申請地は、伊佐市大口大田字川原田118番で、地目は田、地積は328m<sup>2</sup>で所有権移転売買になります。</p> <p>受人の経営面積は、3, 998m<sup>2</sup>で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約0. 5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたしまして、私の報告を終わりります。</p>
議長	整理番号3番について、4番農業委員の報告を求めます。

4 番 農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号3番につきまして、去る7月19日に現地調査をいたしましたので、私4番が報告いたします。</p> <p>申請人 SSさんは、伊佐市大口針持に居住され、年齢は63歳です。 渡し人 IKさんは、大阪市住吉区帝塚山西に居住され、年齢は63歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口針持字瀬戸口1929番で、地目は田、地積は1,454m<sup>2</sup>で所有権移転売買になります。</p> <p>受人の経営面積は82,097m<sup>2</sup>で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約0.4kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議長	<p>報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号1番から整理番号3番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号1番から整理番号3番については許可が決定いたしました。</p>
議長	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数3件について、3件の許可が処分決定しました。</p>
————— 議案第3号 ————	
議長	<p>議案第3号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番解除）について、事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第3号「農地付空き家・空き店舗バンク」による農地法第3条第2項第5号の下限面積（地番解除）について、ご説明いたします。</p> <p>平成31年3月総会において、特例農地として地番指定された当該申請地について、申請者より別段面積及び区域の指定取り消し申出書が提出されたので、指定解除を行いたいと思います。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>農地付空き家・空き店舗バンクによる下限面積（地番解除）について、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。</p> <p>よって議案第3号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番解除）について決定いたしました。</p>
	————— 議案第4号 ————
議長	<p>議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について、6番農業委員の報告を求めます。</p>
6番農業委員	<p>議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について、去る7月22日、申請人の相続人であるTさん立会いのもと、12番推進委員、15号番推進委員、私6番農業委員の3名で共同調査をしましたので、6番が報告いたします。</p> <p>申請人 故N Sさんは、伊佐市大口田代に居住されていました。</p> <p>申請地は、伊佐市大口田代字山ノ神1728番3外4筆で、地目は田3筆、地積は4, 277m<sup>2</sup>と、畑1筆、地積は1, 095m<sup>2</sup>の5筆合計で5, 372m<sup>2</sup>です。</p> <p>当申請は、昨年10月に農振除外があり、今回川内川の河川改修のための捨土を貰い、埋め立てて自治会のグラウンドゴルフ場に整備するもの</p>

で、農地区分は第2種農地その他の農地となっております。

所在地は羽月西小学校から北へ約1.5kmに位置し、東側は山林、西側も山林、南側も山林、北側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

議長 6番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数1件について、1件が処分決定しました。

---

————— 議案第5号 ————

議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について、5番農業委員の報告を求めます。

5番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について去る7月22日、譲渡人の子であるONさん立会いのもと、7番推進委員、13番推進委員、私5番農業委員の3名で共同調査をしましたので、5番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口下殿に居住されているSHさんで、年齢は90

歳です。

譲渡人は、伊佐市大口下殿に居住されている O I さんで、年齢は 66 歳です。

申請地は、伊佐市大口鳥巣字下円通寺原 298 番 1、地目は田、地積は 227 m<sup>2</sup>です。

転用目的は宅地拡張としての利用で、農地区分は第 1 種農地で、所有権移転贈与であります。

所在地は、伊佐市文化会館から北へ約 100 m に位置しており、東側は雑種地、西側は宅地、南側は道路、北側は畠で周囲に与える影響はないと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については 3 名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

議長 5 番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号 1 番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号 1 番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号 2 番、3 番については、譲受人が同一で関連事業のため、一括で報告をお願いします。4 番農業委員の報告を求めます。

4 番 農業委員 議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号 2 番、3 番については、事業目的及び申請人が同一のため一括で報告いたします。

去る 7 月 22 日、申請人の代理人 M 行政書士立会いのもと、4 番推進

委員、11番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をしましたので、4番が報告いたします。

譲受人は、大阪市中央区道修町一丁目に所在する 株式会社E 代表取締役 KKさんで一般法人です。

整理番号2番の譲渡人は、伊佐市大口宮人に居住されている TTさんで、年齢は62歳です。

申請地は、伊佐市大口宮人字新開原979番3外1筆で、地目は畠、地積は合計1,895m<sup>2</sup>です。

転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買であります。

所在地は、新曾木大橋から北西へ約600mに位置しており、西側は太陽光発電施設、南側は宅地、北側、東側は道路で周囲に与える影響はないと思われます。

太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数324枚、設置容量102.6kWを予定しております。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社の定款、委任状等が添付されております。

整理番号3番の譲渡人は、伊佐市大口大田に居住されている TNさん外1名で、年齢は62歳です。

申請地は、伊佐市大口宮人字新開原992番1筆で、地目は畠、地積は合計1,248m<sup>2</sup>です。

転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買であります。

所在地は、新曾木大橋から北西へ約600mに位置しており、西側は畠、南側も畠、北側は道路、東側は畠で周囲に与える影響はないと思われます。

太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数324枚、設置容量102.06kWを予定しております。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社の定款、委任状等が添付されております。

調査の結果、この2件の申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

議長 4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

	(「質疑なし」という声、多数あり。)
議長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号2番、3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
	(全員挙手)
議長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号2番、3番は、処分決定いたしました。</p>
議長	整理番号4番について、10番農業委員の報告を求めます。
10番農業委員	<p>議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号4番について、去る7月22日、申請人の代理人 T 行政書士立会いのもと、13番農業委員、8番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査をしましたので、10番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、伊佐市大口大田に居住されている KTさんで、年齢は30歳です。</p> <p>譲渡人は、埼玉県川越市大字小ヶ谷に居住されている SRさんで、年齢は77歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口里字羽祢田島2281番1で、地目は田、地積は482m<sup>2</sup>です。</p> <p>転用目的は一般住宅で、農地区分は第3種農地、所有権移転売買であります。</p> <p>所在地は、大口高校から北西へ約700mに位置し、南側は宅地、東側は道路、北側は田、西側は宅地で周囲に与える影響はないと思われます。</p> <p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。</p>
議長	10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
	(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号4番は、処分決定いたしました。</p>
議 長	<p>整理番号5番について、6番農業委員の報告を求めます。</p>
6 番 農 業 委 員	<p>議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号5番について、去る7月22日、申請人の代理人 K 行政書士立会いのもと、12番推進委員、15番推進委員、私6番農業委員の3名で共同調査をしましたので、6番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、伊佐市大口曾木に所在する 社会福祉法人 H福祉会 理事長 TAさんで、社会福祉法人です。</p> <p>譲渡人は、薩摩川内市宮崎町に居住されている EHさんで、年齢は68歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口曾木字下之馬場1282番1で、地目は畠、地積は642m<sup>2</sup>です。</p> <p>転用目的は福祉施設作業所で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買であります。</p> <p>所在地は、曾木小学校より北へ約500mに位置しており、南側は竹林、東側は宅地、北側は市道、西側は宅地で周囲に与える影響はないと思われます。</p> <p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>6番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>

議長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号5番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員挙手。 よって整理番号5番は、処分決定いたしました。
議長	整理番号6番について、11番農業委員の報告を求めます。
11番農業委員	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号6番について、去る7月22日、申請人の代理人 U 行政書士立会いのもと、3番推進委員、9番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をしましたので、11番が報告いたします。 譲受人は、横浜市港北区新横浜に所在する N株式会社 代表取締役 TKさんで一般法人です。 譲渡人は、伊佐市菱刈川北に居住されている MKさんで、年齢は71歳です。 申請地は、伊佐市菱刈川北字松ヶ迫1746番1で、地目は畠、地積は938m <sup>2</sup> です。 転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買であります。 所在地は、湯之尾小学校から北東へ約1.2kmに位置し、東側は太陽光発電施設、西側は畠、南側も畠、北側は道路で周囲に与える影響はないと思われます。 太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数540枚、設置容量91.8kWを予定しております。 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社の定款、委任状等が添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議長	11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

	(「質疑なし」という声、多数あり。)
議長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号6番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号6番は、処分決定いたしました。</p>
議長	整理番号7番について、11番農業委員の報告を求めます。
11番農業委員	<p>議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号7番について、去る7月22日、申請人の代理人 N 行政書士立会いのもと、3番推進委員、9番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をしましたので、11番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、福岡県鞍手郡鞍手町中山に居住されている SKさんで、年齢は55歳です。</p> <p>譲渡人は、伊佐市菱刈南浦に居住されている MMさんで、年齢は69歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈南浦字松峰965番5で、地目は畠、地積は3,322m<sup>2</sup>です。</p> <p>転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買であります。</p> <p>所在地は、南九州変電所から南へ約100mに位置し、南側は太陽光発電施設、東側は原野、北側は道路、西側は太陽光発電施設で周囲に与える影響はないと思われます。</p> <p>太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数360枚、設置容量49.5kWを予定しております。</p> <p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。</p>

議長	11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
	(「質疑なし」という声、多数あり。)
議長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号7番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員挙手。 よって整理番号7番は、処分決定いたしました。
議長	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数7件について、7件が処分決定いたしました。
————— 議案第6号 ————	
議長	議案第6号「非農地証明願」について提案いたします。 整理番号1番について、5番農業委員の報告を求める。
5番農業委員	議案第6号非農地証明願についてのうち、整理番号1番につきまして、去る7月22日、事務局立ち合いのもと、7番推進委員、13番推進委員、私5番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、5番が報告いたします。 申請人 AKさんは、伊佐市大口小木原に居住されています。 申請地は、伊佐市大口小木原字端山下688番158、地目は畠、地積は928m <sup>2</sup> です。 所在地は、十曾青少年旅行村より南西へ約500mに位置し、東側は宅地、西側は畠、南側は畠、北側は道路となっています。 非農地になった時期及び理由としては、平成19年月日不詳で、周囲が原野化し鳥獣被害が多く生産性が低くなり耕作できなくなったことによるもので、現況は伐木雑草となっております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。 添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、字図等が提出されています。

	委員皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。
議長	5番農業業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
	(「質疑なし」という声、多数あり。)
議長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員挙手。 よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。
議長	整理番号1番について、10番農業業委員の報告を求めます。
10番農業委員	議案第6号非農地証明願についてのうち、整理番号2番につきまして、去る7月22日、申請人代理人 T行政書士立ち合いのもと、13番農業委員、8番推進委員、私10番農業業委員の3名で共同調査を行いましたので、10番が報告いたします。 申請人 THさんは、神奈川県倉敷市稻村ガ崎に居住されています。 申請地は、伊佐市大口原田字水ノ手972番1、地目は畠、地積は469m <sup>2</sup> です。 所在地は、伊佐市役所大口庁舎より東へ約500mに位置し、北側は宅地、東側も宅地、西側は山林、南側も山林となっています。 非農地になった時期及び理由としては、平成元年月日不詳で、車庫を建設し現在に至っています。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、すでに車庫が建っており農地性は喪失し、農地への復旧は困難であると判断しました。 添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、字図等が提出されています。 委員皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

議長	10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
	(「質疑なし」という声、多数あり。)
議長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員挙手。 よって整理番号2番は、非農地証明が決定いたしました。
議長	議案第6号「非農地証明願」について2件申請のうち2件の許可が決定いたしました。
————— 議案第7号 ————	
議長	議案第7号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番指定）について提案いたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第7号「農地付空き家・空き店舗バンク」による農地法第3条第2項第5号の下限面積（地番指定）について、事務局よりご説明いたします。 番号1番の申請人 S Rさんは市外住民です。 申請地は伊佐市大口里字竿境2213番2外1筆、地目は田、地積は合計1,057m <sup>2</sup> で、大口高校から西へ約500mに位置し、現在は自己保全管理された農地です。 添付書類として、全部事項証明書が添付されており、規定により特例農地の区域指定として何ら問題はないものと思われます。 委員皆様のご審議方よろしくお願ひいたします。
議長	事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
	(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長	なしということでございますので、お諮りいたします。 農地付空き家・空き店舗バンクによる下限面積（地番指定）について決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員挙手。 よって農地付空き家・空き店舗バンクによる下限面積（地番指定）について決定いたしました。
議長	その他についてですが、私から 1つ提案があります。 今、非農地証明願については、皆さんに現地調査をしてもらっているわけですが、委員の人数も減ってきて報告も大変かと思いますので、事務局も多忙なんですが、現地調査には前もって行きますので、報告も事務局にして頂いて、皆さんで協議してもらうということを総会前に事務局にお願いしたところです。 皆様方がそれでいいということであれば、事務局には内諾を得ておりますのでいかがでしょうか。
	(「それでいいです。」という声あり。)
議長	それでは8月から、事務局で現地調査、総会での報告していただき、皆さんで協議していただくという方向に変えさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。
議長	その他。事務局お願いします。
事務局	総会資料の最終ページをお開きください。7月の月例報告をします。 6日、7月の定例常設審議委員会が鹿児島市ありました。 22日、現地調査を一斉にしております。30日、本日ですが第4回農業委員会総会です。 8月の行事予定ですが、5日に8月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。24日が現地調査です。28日が第5回農業委員会総会です。 月例報告は以上です。
議長	他にないでしょうか。
事務局	以上で、令和2年度 第4回農業委員会総会を終わります。

姿勢を正してください。  
一同礼。

おつかれ様でした

【終了時間 午前9時45分】

---

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会長 ..... 会長 .....

伊佐市農業委員 ..... 4番 .....

伊佐市農業委員 ..... 5番 .....